

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和元年 5 月 2 7 日

奄美市農業委員会

第 5 回定例総会議事録

署名委員 南 和利

署名委員 西 盛満

奄美市農業委員会第5回定例総会議事録

1. 招集日時 令和元年5月27日(月) 午後9時30分～

2. 招集場所 市役所6階 会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	岸田 国広	9	栄 和正
2	中棚昭三十	10	泉 智宜
3	肥後 安美	11	中山 芳一
4	榮 清安	12	寺師 清満
5	南 和利	13	吉 卓男
6	西 盛満	14	濱手 薫
7	前山 重一郎	15	土浜 良二
8	前田 孝徳	16	野崎 清志

4. 欠席委員

なし

5. 議事に参与した者

事務局長 用稲 工巳 事務局次長 池 秀平
住用分室長 原 俊三 笠利分室長 竹田 勇人

6. 報告事項

- ・臨時総会日程について
- ・6月定例総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について

- 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第23号 非農地の認定についての決定について
議案第24号 農業振興整備計画変更申請に伴う意見について
(除外)
議案第25号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の
合意解約の決定について
議案第26号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の
決定について
議案第27号 住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の
決定について
議案第28号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の
合意解約の決定について
議案第29号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の
決定について
議案第30号 笠利地域農用地利用集積計画(中間管理機構)の
決定について

(4) その他

議長

(吉 会長)

ただいまの出席委員は16人であります。総会は成立いたしました。
これから、令和元年第5回定例総会を開会いたします。
それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。
本総会の会議録署名委員には、5番南委員と6番西委員のお二人を
指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。
本日の総会は日程通知のとおり議案第14号から議案第19号までの6件
を予定いたしております。
お諮りいたします。
会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。
よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としており
ます。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第14号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といた
します。
それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

2ページをお開き下さい。NO. 17につきましては贈与による所有権の移転で、受人、渡し人は親子関係で贈与による所有権の移転でございます。

申請地区は小宿地区で、4筆の合計で1,092㎡でございます。新規農家で16ページに営農計画も添付されています。

取得後はスモモ栽培する予定で農業経験も10年と経験も積んでおられるようで地域の担い手として期待できるものと思われるため問題ないと判断いたします。

10ページ. NO. 18につきましても先ほどの NO. 17の受人と同じく親子で贈与による所有権の移転で、申請地は小宿の3筆で1,419㎡でございます。

受人の申請内容は先ほどのNO. 17と同じく問題ないと判断いたします。

20ページ. NO. 19につきましては、売買による所有権の移転でございます。

受人は2月・3月にも3条申請で農地を取得しておりまして、32ページにありますよう1丁あまりの農地を取得しており、今後は33ページにありますように野菜・サトウキビ・タンカンを栽培する予定で、面積の拡大のためと判断します。

27ページ. NO. 20につきましては、売買による所有権の移転でございます。

受人はNO. 19と同じ方で、会社役員ではありますが、申請内容は先ほどのNO. 19と同じで面積拡大のためと判断いたします。

34ページ. NO. 21につきましては、売買による所有権の移転でございます。

50ページにありますように取得後は観葉植物を栽培する予定で年齢も59歳です。また、農機具等も揃っており面積拡大のためと思いますので問題ないと判断します。

41ページ. NO. 22につきましては、売買による所有権の移転でございます。

受人は笠利町でも大規模に肉用牛経営を進めており、認定農家でもあります。面積拡大のためと問題ないと判断します。以上6件でございます。

農地法第3条第2項の各号該当しないため、許可要件のすべて満たしていると考えます。

議長

(吉会長)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。

6 番

(西委員)

N0. 1 7 農地法の第 3 条の規定による許可申請書 5 月 2 5 日午後 2 時頃渡し人に自宅の方で聞き取り調査をしました。

渡人と受人の関係は親子ということで、年齢が高齢という事で農業もこれから先出来なくなるので親が元気なうちに息子さんに贈与したいという事です。地番、面積等申請書どおり間違いがないという事です。

5 月 2 5 日午後 7 時頃受人に自宅の方で聞き取り調査をしました。

本人は自宅でパソコン関係の仕事をしながら親の畑を手伝っており、長男でもある事から今回の贈与に至ったという事です。地番、面積等申請書どおり間違いがないという事です。

次に申請地ですけど、資料の 7 から 9 ページにありますように、集落から 1 0 0 m 行った所の川沿いの畑で、申請地はスモモ、みかんが植えられています。

第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

次に N0. 1 8 農地法の第 3 条の規定による許可申請書 5 月 2 5 日午後 2 時頃渡し人に自宅の方で聞き取り調査をしました。

渡人と受人の関係は親子ということで、息子さんに贈与したいという事です。

地番、面積等申請書どおり間違いがないという事です。

次に 5 月 2 5 日午後 7 時頃受人に自宅の方で聞き取り調査をしました。

地番、面積等申請書どおり間違いがないという事です。

次に申請地ですけど、資料の 1 8 ページにありますように、申請地はスモモ、みかんが植えられていました。周囲も地主は違いますがスモモ等が植えられていました。

第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

2 番

(中棚委員)

議案 2 0 号農地法 3 条の規定による許可申請について、N0. 1 9, 2 0 の譲受人が同一でありますので続けて報告します。

5 月 2 4 日午前 8 時 4 0 分頃に本人に電話で確認しました。本人は体調が思わしくなく入院中であったため電話での確認となりました。

N0. 1 9、N0. 2 0 とも対価、畑の地番等については間違いありませんという事でした。

NO. 20の譲渡人について、5月23日午後7時50分頃に電話で所在、地番、面積、対価等確認したところ、申請書の内容に間違いがないという事があります。

ご審議をよろしくお願ひしますという事でございます。

7番 (前山委員)

農地法3条の規定のNO. 19の渡し人について報告いたします。

5月23日に自宅を訪問いたしましたら、奥様がおられてご主人は仕事で留守にしている内容が分からないということで、ご主人に電話での確認となりました。申請書のとおり間違いありませんのでよろしくお願ひしますという事でございました。以上でございます。

16番 (野崎委員)

議案20号農地法3条の規定による許可申請について、NO. 19の土地とNO. 20の土地は隣接していますので一緒に報告します。

申請地は国定公園内です。この2筆の土地と他3筆を合わせて埋め戻ししてあります。すり鉢状で7から8m位の落差のある土地を埋め立てがされています。おそらく5から6倍くらいにふくれあがっていると思われます。土質も残土を利用されており農業するには厳しいのではないかとと思われます。

境界線の確認も必要ではないかと思いますが、後々問題も出てくる可能性があると思われます。

委員の皆さんのご検討、ご審議よろしくお願ひします。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

15番 (土浜委員)

農地法3条の規定によるNO. 21について調査報告いたします。

5月26日午後1時頃受人の自宅で本人から話を伺いました。

観葉植物を栽培していて、注文が増えているので規模拡大のため申請地を取得したいとの事でした。後継者もおり問題ないと思います。

渡し人について、5月26日午後2時頃、渡し人の自宅で本人から話を伺いました。親から農地を譲ってもらったが、会社勤めなので貸していた方に売ることにしたとの事でした。

土地の所在及び権利の設定等、申請書の内容に間違いがないとの事でした。

8 番

(前田委員)

農地法 3 条の規定による許可申請について NO. 2 1 の土地について調査しましたので報告いたします。

令和元年 5 月 2 6 日午後 4 時に調査しました。3 9 ページの登記地図の 1 5 0 8 番、北側は道路となっていますが、実際は三面張りの水路であり圃場への道は水路の上にある小道、約 9 0 c m 程の入り道があります。農地の西側半分上には観葉植物のドラセナが植栽されていました。あとは竹が茂っている状態で今後開墾していくと予想されます。

調査書の第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。委員の皆様のご審議方よろしくお願い致します。

3 番

(肥後委員)

議案第 2 0 号農地法 3 条の規定による許可申請 NO. 2 2 の受人、渡し人、土地について調査しましたので報告します。

受人については、5 月 2 6 日日曜日午前 8 時自宅へ訪問しましたが既に仕事に出られた後でしたので、電話をしたところ牛舎におられるとの事でしたので牛舎を訪ねました。申請人は牧草収穫のためまた、別の畑へ出かけたとの事で奥様が対応してくださいました。また、受人は奄美市でも有数の和牛生産農家で現在生産親牛 8 0 頭余り子牛は生まれて出荷の繰り返しなのでもう一度数えないと正確な数は分からないと笑っておられました。

今回の申請は牧草用の畑を増やすため申請には間違いないのでよろしくとの事でした。

渡し人については 2 6 日 1 5 時に電話をして在宅か訪ねたところ留守でした。本人とは連絡がつかず、母親が電話にて対応していただきました。事情があって譲り渡す事になったそうで、申請には間違いはないのでよろしくお願い致しますとの事でした。

土地については 2 6 日 9 時頃受人の調査の後に申請の土地の確認に行きました。4 7 ページをご覧ください、場所は土地改良された土地で既に牧草が播種され 3 0 c m くらい成長していました。

調査の結果受人、渡し人、土地については申請書のとおりで何ら問題はないと思います。従って調査書の第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。委員の皆様のご審議方よろしくお願い致します。

議長	(吉会長) これから本案に対する質疑に入ります。NO. 17から22まで質疑ございませんか。
9番	(栄委員) NO. 17の渡し人の年齢が75歳と記載されていますが、報告では80歳とありました、またNO. 18の渡し人80歳と記載されていますが、報告では75歳どれが正しいですか。
6番	(西委員) 本人から聞いたところ、書類が間違いで報告した年齢が正しいという事です。
議長	他に質疑はありませんか。
8番	(前田委員) NO. 19の土地についてですが、野崎委員からも報告がありましたが、すり鉢状の所に土砂を入れて上げていくわけですから、おのずから面積が広がるわけで、それは分かりますが、あくまでも登記簿謄本の面積が基礎になるのですが、そこをはっきりしておかないと今後のためになると思います。
3番	(肥後委員) 境界は埋め戻しによって全く分かりません。国定公園にもなっていますので許可する前に面積の確認等も必要ではないかと思います。埋め立てた土質は畑に向かない残土ですので農地には向かないと思います。埋め戻しを始めて10年くらいはなると思います。当時、名義変更をしようとしたら県に埋め立て申請をしてありまして何年かしないと登記がまわせない状況で保留になって経緯もありました。
4番	(栄委員) 書類上では周辺地域の関係の欄にも、地域農業集落の取り組みに従い耕作しますと書いてはありますが、渡し人は石川県に出張中で、受人も名古屋で入院中とありましたが、本人同士が対面して実際に話を取り交わされたのかなと思ひまして、これは事務局で何時受け付けられた申請書ですか。

事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>5月8日に受け付けております。</p>
7番	<p>(前山委員)</p> <p>渡し人に確認の電話したとき、確かに埋めましたと、境界はと聞くと、境界ははっきりしていませんと本人が言っていました。くぼ地を埋めて上げているから面積も広がるかも知れませんが、今回は515㎡に対しての許可申請であるから、今後面積が増えたりするのであれば我々の管轄外になると思います。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>他に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第20号農地法第3条の規定による許可申請については、担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。</p> <p>(「全員」挙手あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第20号農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>日程第4</p> <p>議案第21号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>(議案の朗読及び農地区分の報告)</p>

49ページをお開き下さい。

本件の申請に関しましては、2月に非農地申請として出ておりましたが、審議の結果4条か5条申請が望ましいという事から、不許可になった案件でございます。

今回、資材置き場・倉庫としての申請でございます。申請面積は1,411㎡です。以上です。

申請地は周りを県道と山に囲まれており、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

以上1件でございます。

議長

(吉会長)

それでは、順次申請人及び土地の順に担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

10番

(泉委員)

議案第21号農地法第4条のる許可申請についての調査報告をいたします。5月19日に9時に申請人に話を聞いてきました。申請書は間違いのないという事でした。

土地について現場を見てきました。

元々原野だったのを地籍調査で農地にしてしまったような事を聞きました。現在は原野を切り開いた状態になっています。皆様のご審議をお願いいたします。

議長

(吉会長)

それでは本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第21号農地法第4条による許可申請については担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

(「全員」挙手あり)

<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 2 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めこれを許可することに決定いたしました。</p> <p>(吉会長)</p> <p>日程第 5</p>
<p>議長</p>	<p>議案第 2 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたしますが、本件には渡しの調査報告が含まれていますので議長を会長代理と交代して議事をすすめたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(榮会長代理)</p> <p>議案第 2 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(用稲局長)</p> <p>(議案の朗読及び農地区分の報告)</p> <p>5 8 ページ. NO. 8 につきましては、売買による所有権の移転で、一般住宅としての申請でございます。</p> <p>申請地は浦上町で、面積が 2 0 5 m²の申請です。</p> <p>都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第 3 種農地と判断される。</p> <p>6 6 ページ. NO. 9 につきましては、売買による所有権の移転で、駐車場及び資材置き場としての申請でございます。</p> <p>申請地は笠利町の 1 筆で 4 1 4 m²です。7 3 ページにありますように申請地の隣の 2 9 2 6 番の区画には、後ほど審議されますが農振城外申請が出ている場所で、一般住宅の申請のための除外申請が提出されています。8 月から着工予定で完成が今年末になる予定でございます。</p> <p>農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断されます。</p> <p>以上 2 件でございます。</p> <p>議長 (榮会長代理)</p>

	<p>それでは、順次申請人及び土地の順に担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>
1 3 番	<p>(前山委員)</p> <p>農地法第5条申請のNO. 8の調査報告をいたします。5月23日に午後7時頃に受人宅を訪問しまして調査をしました。保健福祉士をしておられるという事でございます。面積、対価等に関しては問題ありませんのでよろしくお願ひしますという事でございます。</p> <p>土地につきましては62、63ページをお願いします。</p> <p>申請地は以前1筆でございましたが5筆に分筆されて、5条申請が出て殆ど家が建っています。申請地は雑草が生えた状態で事前着工の予定も見受けられませんでしたので何ら問題はないと思います。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
1 1 番	<p>(中山委員)</p> <p>第5条のNO. 8の調査を行いました。5月20日渡し人の方に電話で申請の内容について確認しました。所在、面積、売買価格等について申請どおりである事を確認いたしました。</p>
1 1 番	<p>(中山委員)</p> <p>NO. 9について5月の20日15時に市内の不動産業をされている受人に直接お会いして申請のとおり隣接地に住宅を建設するための資材置き場、駐車場に使用するための確認をしました。申請書とおりに間違いがないことを確認しました。</p>
事務局	<p>(竹田笠利分室長)</p> <p>第5条の規定による許可申請NO. 9の譲渡人に5月24日金曜日14時55分に電話にて申請内容の確認を行いました。土地の所在、面積、売買金額等に間違いがないという事で確認が取れましたので委員の皆様のご審議をよろしくお願ひします。</p>
1 3 番	<p>(吉委員)</p> <p>土地について説明いたします。5月21日午前10時頃に申請地を確認いたしました。</p> <p>70から73ページをご覧ください。申請地は県道から旧道に入った場所に</p>

ありまして、海岸の岸壁の上に位置するような状況でありました。農業をするには適していない状況で5条申請は仕方がないものと思われま

す。
委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

(榮会長代理)

それでは本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第22号農地法第5条による許可申請については担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

(「全員」挙手あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めこれを許可することに決定いたしました。

議長

(榮会長代理)

日程第6

議案第24号 奄美農業振興地域整備計画の変更(除外)についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

90ページをお開き下さい。申請地は笠利町になります。住宅建設を目的としておりますが、既に施工済みでございます。3筆の内1筆が除外されていなかった事が分かり今回の除外申請に至っております。

また102ページにつきましては住宅建設のための農振地域除外でございます。

申請地は笠利町の593㎡になります。先ほど5条のNO.9の資材置き場・駐車場として申請地の隣接した場所になります。

以上2件ですが、詳しくは農林水産課の方が見えておられますので説明をお願い

<p>農林水産課</p>	<p>いしたいと思います。</p> <p>(久保田係長)</p> <p>90ページの申請についてご説明いたします。</p> <p>既に住宅が建っております。事後承認となりますので県にも確認をいたしました。農業委員会と農林課で3月7日に、ご本人と建設設計士の方をお呼びして意見聴取を行っております。93ページをお開き下さい。意見聴取の結果、登記名義人につきましては、農振除外申請をする意識がなかったという事で認識いたしました。設計士の方も農振除外申請が終わっているものとして勘違いをされておりました。悪意があつて建てたものではなく、勘違いで建てたことを考慮しまして始末書を付けた上で受理しております。</p> <p>件2について説明します。</p> <p>102ページをお開き下さい。申請地は地目が原野になっておりまして、農業生産性の低い土地と判断しております。以上ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(榮会長代理)</p> <p>それでは本件に対する担当調査委員の調査報告を求めます。</p>
<p>13番</p>	<p>(吉委員)</p> <p>申請者について調査報告をいたします。</p> <p>5月21日午前10時過ぎに申請人の自宅にて話を聞いてきました。</p> <p>申請者は農用地利用計画変更申出書の土地は、早い時期に集落の方に売買しておりその後土地利用者に渡っておりまして今回の状況は知らずにいたという事です。本当に申し訳ありませんでしたという事でした。先ほどの説明にもありましたように、本人は売り渡しているのだから知らなかったという事です。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
<p>16番</p>	<p>(野崎委員)</p> <p>NO.32の土地について報告します。</p> <p>20日に現地を確認しました。2、3年前までは遊休農地でありましたが現在は家が建っており、入口もきれいな庭園が出来ておりました。以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>(竹田笠利分室長)</p>

	<p>NO. 4 の申請人に 5 月 2 4 日水曜日 5 時 5 分に電話にて申請内容の確認を行いました。特に問題はなく間違いがない事に確認が取れました。</p>
1 3 番	<p>(吉委員)</p> <p>土地について調査報告いたします。</p> <p>5 月 2 1 日午前 1 0 時過ぎに現地を確認いたしました。</p> <p>現地は 3 条申請の NO. 9 の隣にありましてまた、申請者も同じであります。写真でも分かりますように、海岸の近くになり、雑木に覆われまして農業には適していませんので除外は仕方がないものと思われます。</p> <p>委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(榮会長代理)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
1 2 番	<p>(寺師委員)</p> <p>以前は生産性の高い優良農地として振興の対象だったと思いますが、振興地域にはいつ頃指定されたのでしょうか。</p>
農 林 水 産 課	<p>(久保田係長)</p> <p>農振地域への編入時期のお話しだと思いますが、旧笠利町の合併以前からだと思われます。</p>
1 2 番	<p>(寺師委員)</p> <p>分かりました。</p>
3 番	<p>(肥後委員)</p> <p>地目は原野になっていますが、農振地域に入っていたという事ですか。</p>
農 林 水 産 課	<p>(久保田係長)</p> <p>はい、その一帯を囲んでいます。</p>
議 長	<p>(榮会長代理)</p> <p>他にございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第24号 奄美農業振興地域整備計画の変更（除外）については担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

（「全員」挙手）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号 奄美農業振興地域整備計画の変更（除外）については、審議の結果各項目とも適当と認めこれを許可することに決定いたしました。

議長

（吉会長）

日程第7

議案第23号非農地の認定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

（用稲局長）

（事務局の朗読及び説明）

75ページをお開き下さいNo.2につきましては、現況が山林化しており耕作には非常に困難なことから農地として利用出来ないため証明願でございます。申請地は笠利町外金久になります。

詳しくは担当調査委員の報告があると思いますのでよろしく願いいたします。

81ページ、No.3につきましては、平成6年頃から耕作していなく、荒廃化しており近隣の方からの苦情も出ているために対処したいとの事での証明願申請です。

申請地は笠利町平の2617㎡と手花部の1118㎡の2筆になります。

詳しくは担当調査委員の報告があると思いますのでよろしく願いいたします。

以上2件でございます。

議 長	<p>(吉会長)</p> <p>それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>
事務局	<p>(竹田笠利分室長)</p> <p>申請人が笠利総合支所にみえられましたので支所で申請内容について確認を行いました。申請内容に間違いはないという事です。</p> <p>皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
2 番	<p>(中棚委員)</p> <p>土地について報告いたします。</p> <p>議案 2 3 号の非農地認定についてNO. 2 の申請人の土地について報告いたします。5 月 2 3 日午後 4 時 3 0 分に丸田推進委員と現地で確認いたしました。川沿いの田んぼになり、川沿いには集落の管理道路もありますが、現況は本人の田に渡る橋もなく原木が生い茂って入れない状態であります。調査の結果、非農地としての判断を行いましたのでよろしくお願ひします</p>
事務局	<p>(竹田笠利分室長)</p> <p>申請人本人は身体の調子がおもわしくなく、奥様とお話しをさせていただきました。申請人は笠利の平に持っている土地をすべて手放したいという事で、現在売買しているところだそうです。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
1 5 番	<p>(土浜委員)</p> <p>議案第 2 3 号NO. 3 について報告します。土地について5 月 2 5 日午後 1 時頃現地を見に行きました。資料の 8 5 ページをご覧ください。申請地は道路沿いにあり、奥は大きな木が生い茂って小さな森のような状態でした。写真も添付されておりますが、かなり大きな重機を使わないと農地として使用は出来ないと思います。非農地として判断せざるを得ないと思います。</p>
8 番	<p>(前田委員)</p> <p>非農地認定のNO. 3 の手花部の土地の調査をしましたので報告をします。</p> <p>5 月 2 4 日午前中、農業委員会の室長と打ち合わせしました。現地は山林化が予想されていまして、航空写真であらかじめ場所を確認して同日 5 時 4 0 分頃現地に行きました。現地は平地区の基盤整備地区より離れた場所にあり申請地までの道もなく、申請地一帯が山林化している状況でございます</p>

した。人が入れるような状況ではありませんでしたので非農地としてはやむを得ないと思います。委員の皆様のご審議方よろしく申し上げます。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第23号非農地の認定については、これを認めることにご異議ございませんか。異議がなければ挙手をお願いいたします。

(「全員」挙手)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号非農地の認定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

議長

(吉会長)

日程第8

議案第25号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

議長

(吉会長)

それでは本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第25号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか、異議がなければ挙手をお願いいたします。

（「全員」挙手）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

議長

（吉会長）

日程第9

議案第26号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

（用稲局長）

（事務局の朗読及び説明）

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

（吉会長）

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（肥後委員）

3番

借り人は森林組合ですが何を栽培されているのですか。

事務局

（用稲局長）

シキミになります。

1番

（岸田委員）

シキミは林産物にあたります。大きな部類では農産物の中にあり、農産物と林産物の違いがあつて農産物は、農業ですが林産物は林業に含まれ、鹿児島県の方で椎茸とかを林産物と決めて推進していましたが、大分が人気が高

く鹿児島では厳しいという事で現在鹿児島県のほうでは、シキミとサカキ等を推進していく過程で、畑で栽培するのが望ましいという事で今回の申請になったと組合の方から聞いています。

3番

(肥後委員)

分かりました。ありがとうございます。

議長

(吉会長)

他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第26号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

(「全員」挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第26号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

議長

(吉会長)

日程第10

議案第27号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(原住用分室長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を

満たしていることを報告いたします。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 27 号住用地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

(「全員」挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号住用地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

議長

(吉会長)

日程第 11

議案第 28 号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(竹田笠利分室長)

(事務局の朗読及び説明)

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 28 号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定については、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいた

します。

(「全員」挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第28号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

議長

(吉会長)

日程第12

議案第29号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(竹田笠利分室長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第29号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

(「全員」挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第29号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

議長	<p>(吉会長)</p> <p>日程第 1 3</p> <p>議案第 3 0 号笠利地域農用地利用集積計画（農地中間管理事業活用）の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第 3 0 号笠利地域農用地利用集積計画（農地中間管理事業活用）の決定については、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。</p> <p>(「全員」挙手)</p> <p>挙手多数でご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 3 0 号笠利地域農用地利用集積計画（農地中間管理事業活用）の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。</p> <p>連絡事項等があるようですから、これから協議会へ移したいと思います。</p> <p>正会に返します。</p> <p>以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。</p> <p>本日はこれにて散会いたします。</p>

お疲れ様でした。

令和元年 5月27日

奄美市農業委員会
会長 吉 卓男

署名委員

署名委員

作成者 用稲 工巳

